

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

- I. 厚生年金、船員保険に係るサンプル調査に関する追加資料について
- II. 磁気媒体（CSV）等による国民年金被保険者名簿の取扱いについて
- III. 突合せに係る各種課題について

〔平成23年1月31日
日本年金機構〕

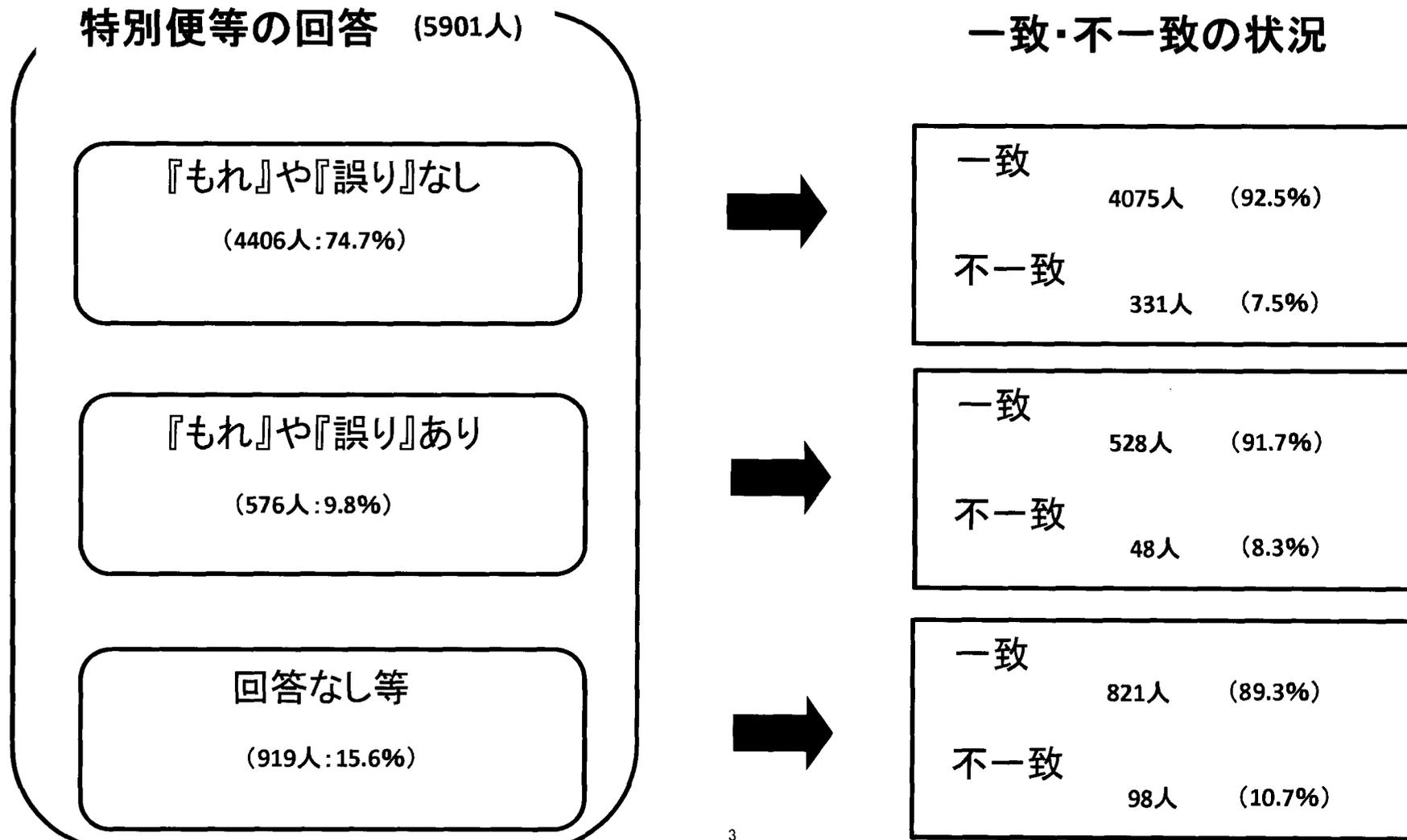
I 厚生年金、船員保険に係るサンプル調査 に関する追加資料について

厚生年金、船員保険に係るサンプル調査に関する追加資料について

1 特別便等の回答との関係について

今回のサンプル調査全体について、突合せ結果と特別便等の回答との関係の概要は以下のとおり。(詳細は別添)

①全体



②年齢階層別

特別便等の回答

75歳以上(1998人)
65～75歳(1944人)
65歳未満(1959人)

『もれ』や『誤り』なし

75歳以上 1380人:69.1%
65～75歳 1541人:79.3%
65歳未満 1485人:75.8%

『もれ』や『誤り』あり

75歳以上 224人:11.2%
65～75歳 164人: 8.4%
65歳未満 188人: 9.6%

回答なし等

75歳以上 394人:19.7%
65～75歳 239人:12.3%
65歳未満 286人:14.6%

一致・不一致の状況

一致

75歳以上 1195人:86.6%
65～75歳 1413人:91.7%
65歳未満 1467人:98.8%

不一致

75歳以上 185人:13.4%
65～75歳 128人: 8.3%
65歳未満 18人: 1.2%

一致

75歳以上 193人:86.2%
65～75歳 152人:92.7%
65歳未満 183人:97.3%

不一致

75歳以上 31人:13.8%
65～75歳 12人: 7.3%
65歳未満 5人: 2.7%

一致

75歳以上 336人:85.3%
65～75歳 209人:87.4%
65歳未満 276人:96.5%

不一致

75歳以上 58人:14.7%
65～75歳 30人:12.6%
65歳未満 10人: 3.5%

(参考)いわゆる未統合記録(5000万件)の記録の統合状況を見ると、75歳以上は約1割(対象約1700万件中約100万件)、65歳以上75歳未満は約2割(対象約1100万件中約200万件)、65歳未満は約5割(対象約2300万件中約1100万件)となっている。⁴

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(全体)

特別便等に おけるご本人の回答	紙台帳等との 突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコ ンピュータ記録に入 力されていない (記録判明)	記録の一部が異 なっている (記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (4406人:74.7%)		4075(92.5%)	331(7.5%)	70(1.6%)	261(5.9%)	4406(100%)
『誤り』も 『もれ』 がある や (576人:9.8%)		528(91.7%)	48(8.3%)	9(1.6%)	39(6.8%)	576(100%)
	申告された記録が 判明した (262人:4.4%)	234(89.3%)	28(10.7%)	5(1.9%)	23(8.8%)	262(100%)
	申告された記録が 判明しなかった (169人:2.9%)	158(93.5%)	11(6.5%)	2(1.2%)	9(5.3%)	169(100%)
	申告された記録の一部 が判明した (12人:0.2%)	12(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	12(100%)
	調査中 (133人:2.3%)	124(93.2%)	9(6.8%)	2(1.5%)	7(5.3%)	133(100%)
ご本人からの回答なし等 (919人:15.6%)		821(89.3%)	98(10.7%)	31(3.4%)	67(9.3%)	919(100%)
合計 (5901人:100%)		5424(91.9%)	477(8.1%)	110(1.9%)	367(6.2%)	5901(100%)

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(75歳以上)

特別便等におけるご本人の回答	紙台帳等との突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコンピュータ記録に入力されていない(記録判明)	記録の一部が異なっている(記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (1380人:69.1%)		1195(86.6%)	185(13.4%)	62(4.5%)	123(8.9%)	1380(100%)
『誤り』や『もれ』がある (224人:11.2%)		193(86.2%)	31(13.8%)	5(2.2%)	26(11.6%)	224(100%)
	申告された記録が判明した (110人:5.5%)	92(83.6%)	18(16.3%)	3(2.7%)	15(13.6%)	110(100%)
	申告された記録が判明しなかった (61人:3.0%)	55(90.2%)	6(9.83%)	1(1.6%)	5(8.2%)	61(100%)
	申告された記録の一部が判明した (6人:0.3%)	6(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	6(100%)
	調査中 (47人:2.4%)	40(85.1%)	7(14.9%)	1(2.1%)	6(12.7%)	47(100%)
ご本人からの回答なし等 (394人:19.7%)		336(85.3%)	58(14.7%)	12(3%)	46(11.7%)	394(100%)
合計 (1998人:100%)		1724(86.2%)	274(13.7%)	79(3.9%)	195(9.8%)	1998(100%)

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(65歳以上75歳未満)

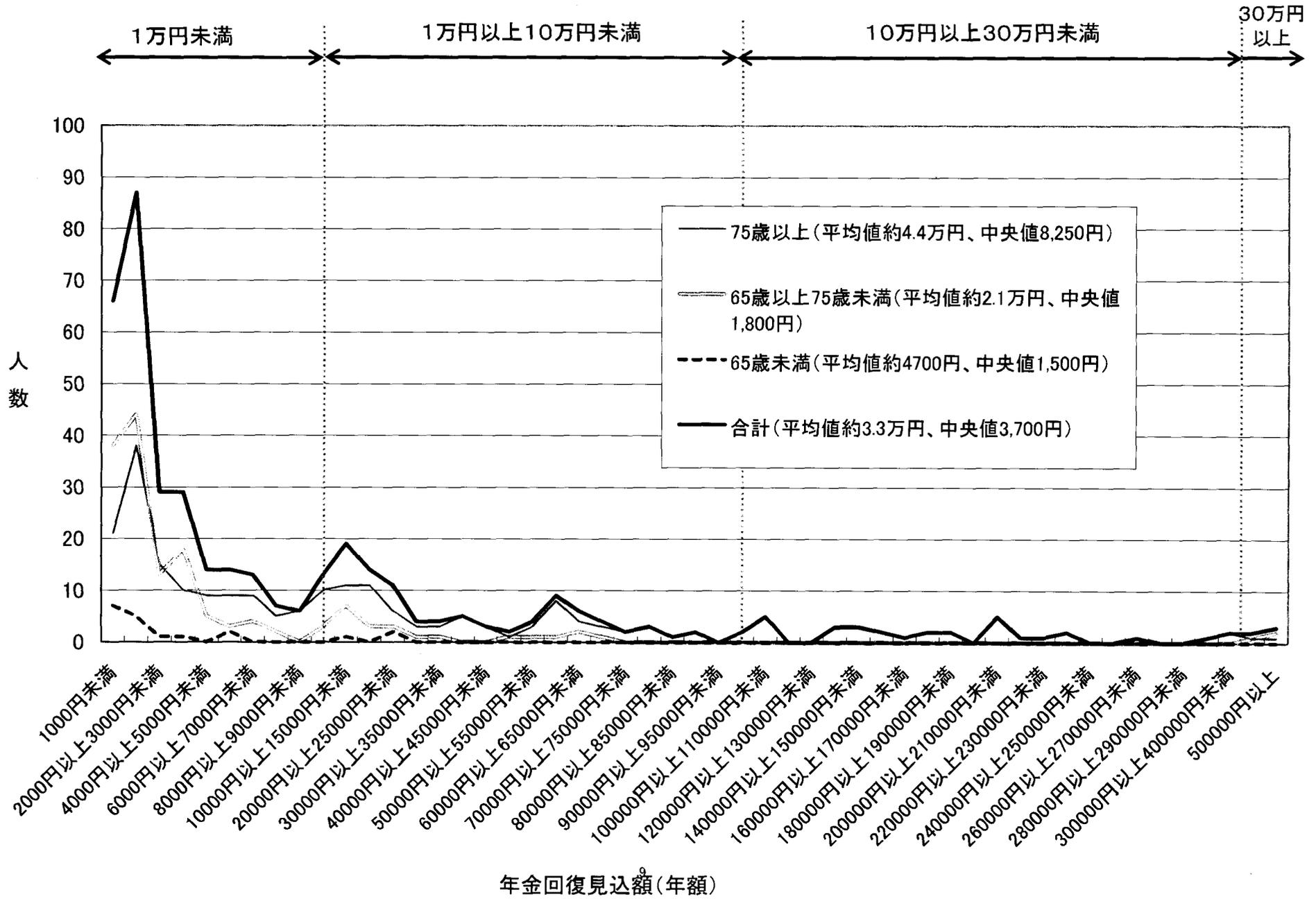
特別便等に おけるご本人の回答	紙台帳等との 突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコ ンピュータ記録に入 力されていない (記録判明)	記録の一部が異 なっている (記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (1541人:79.3%)		1413(91.7%)	128(8.3%)	6(0.4%)	122(7.9%)	1541(100%)
『誤り』や 『もれ』 がある (164人:8.4%)		152(92.7%)	12(7.3%)	2(1.2%)	10(5.9%)	164(100%)
	申告された記録が 判明した (69人:3.5%)	62(89.9%)	7(10.1%)	1(1.4%)	6(8.7%)	69(100%)
	申告された記録が 判明しなかった (65人:3.3%)	61(93.8%)	4(6.2%)	0(0%)	4(6.2%)	65(100%)
	申告された記録の一部 が判明した (2人:0.1%)	2(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	2(100%)
	調査中 (28人:1.4%)	27(96.4%)	1(3.6%)	1(3.6%)	0(0%)	28(100%)
ご本人からの回答なし等 (239人:12.3%)		209(87.4%)	30(12.6%)	12(5.0%)	18(7.6%)	239(100%)
合計 (1944人:100%)		1774(91.3%)	170(8.7%)	20(1.0%)	150(7.7%)	1944(100%)

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(65歳未満)

特別便等におけるご本人の回答	紙台帳等との突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコンピュータ記録に入力されていない(記録判明)	記録の一部が異なっている(記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (1485人:75.8%)		1467(98.8%)	18(1.2%)	2(0.1%)	16(1.1%)	1485(100%)
『誤り』や『もれ』がある (188人:9.6%)		183(97.3%)	5(2.7%)	2(1.1%)	3(1.6%)	188(100%)
	申告された記録が判明した (83人:4.2%)	80(96.4%)	3(3.6%)	1(1.2%)	2(2.4%)	83(100%)
	申告された記録が判明しなかった (43人:2.2%)	42(97.7%)	1(2.3%)	1(2.3%)	0(0%)	43(100%)
	申告された記録の一部が判明した (4人:0.2%)	4(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	4(100%)
	調査中 (58人:3.0%)	57(98.3%)	1(1.7%)	0(0%)	1(3.5%)	58(100%)
ご本人からの回答なし等 (286人:14.6%)		276(96.5%)	10(3.5%)	7(2.4%)	3(1.1%)	286(100%)
合計 (1959人:100%)		1926(98.3%)	33(1.7%)	11(0.6%)	22(1.1%)	1959(100%)

2 年金回復見込額の人数分布について

年金回復見込額が増額となった者の見込み額の分布は以下のとおり。



○年金回復見込額分布表(年額)

年金回復見込額 (年額)		1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	合計	(参考) 平均値	(参考) 中央値
人数 (割合)	75歳以上	132(55.9%)	43(18.2%)	28(11.9%)	18(7.6%)	11(4.7%)	4(1.7%)	236(100%)	約4.4万円	8,250円
	65歳以上75歳未満	130(84.4%)	16(10.4%)	5(3.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	3(1.9%)	154(100%)	約2.1万円	1,800円
	65歳未満	16(84.2%)	3(15.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	19(100%)	約4700円	1,500円
	合計	278(68.0%)	62(15.2%)	33(8.1%)	18(4.4%)	11(2.7%)	7(1.7%)	409(100%)	約3.3万円	3,700円

(1万円未満の内訳)

年金回復見込額 (年額)		千円未満	千円以上 2千円未満	2千円以上 3千円未満	3千円以上 4千円未満	4千円以上 5千円未満	5千円以上 6千円未満	6千円以上 7千円未満	7千円以上 8千円未満	8千円以上 9千円未満	9千円以上 1万円未満	合計
人数 (割合) ※	75歳以上	21(8.9%)	38(16.1%)	15(6.4%)	10(6.4%)	9(3.8%)	9(3.8%)	9(3.8%)	5(2.1%)	6(2.5%)	10(4.2%)	132(55.9%)
	65歳以上75歳未満	38(24.7%)	44(28.6%)	13(8.4%)	18(11.7%)	5(3.2%)	3(1.9%)	4(2.6%)	2(1.3%)	0(0.0%)	3(1.9%)	130(84.4%)
	65歳未満	7(36.8%)	5(26.3%)	1(5.3%)	1(5.3%)	0(0.0%)	2(10.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	16(84.2%)
	合計	66(16.1%)	87(21.3%)	29(7.1%)	29(7.1%)	14(3.4%)	14(3.4%)	13(3.2%)	7(1.7%)	6(1.5%)	13(3.2%)	278(68.0%)

※各年齢階層において年金回復見込額が増額となる者全体に占める割合である。

(参考)

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せサンプル調査の集計結果について

今後、審査の結果不一致となった案件については、ご本人に確認をお願いした上で、記録補正の要否を判断することとしており、最終的な結果ではないことに留意が必要。

1. サンプル調査の概要

①目的

突合せ対象者の年齢階層等による突合せ結果を検証し、今後の突合せの実施方針の検討の資料とするため。

②調査対象者

以下の条件で無作為に抽出（5901人）

- ・厚生年金又は船員保険に係る記録のみが紐付いた方（CSV記録の正確性を確認中の国民年金に係る記録については今後実施予定）
- ・年齢3階層（75歳以上、65歳以上75歳未満、65歳未満）の人数が概ね均等となるよう抽出

年齢階層	調査対象人数	紐付いた紙台帳等の件数
75歳以上	1998人	19503件※
65歳以上75歳未満	1944人	16779件※
65歳未満	1959人	9460件※
合計	5901人	45742件※

※紙とマイクロフィルムの記録が重複しているもの、払出簿等を含む。

2. 集計結果（人数ベース）

	一致	不一致
75歳以上（1998人）	1724人（86.3%）	274人（13.7%）
65歳以上75歳未満（1944人）	1774人（91.3%）	170人（8.7%）
65歳未満（1959人）	1926人（98.3%）	33人（1.7%）
合計（5901人）	5424人（91.9%）	477人（8.1%）

3. 不一致の内訳

①コンピュータ記録において、突合せを行った紙台帳等の記録が入力されていない者 110人（1.9%）

※①となる者には、併せて資格取得日等に関する記録の一部が異なっている者（②となる者）が含まれている。

※新たに判明した記録の開始時期

開始時期	昭和10年～	昭和20年～	昭和30年～	昭和40年～	昭和50年～	昭和60年～	合計
件数（割合）	31（21.2%）	51（34.9%）	31（21.2%）	24（16.4%）	5（3.4%）	4（2.7%）	146（100%）

（注）複数の紙台帳記録が新たに判明している者がいるため、合計は110件とは一致しない、

判明した記録の平均期間（複数件の記録が判明した場合は合計の判明期間）は約20カ月である。

②資格取得・喪失年月日、標準報酬に関する記録の一部が異なっている者 367人（6.2%）

③不一致となった者の特別便等の回答状況

特別便等におけるご本人の回答		紙台帳等との突合せ結果	紙台帳等の記録がコンピュータ記録に入力されていない（記録判明）	記録の一部が異なっている（記録訂正）	合計
『もれ』や『誤り』はない			70 (63.6%)	261 (71.1%)	331 (69.4%)
『誤り』も『もれ』がある	申告された記録が判明した		5 (4.5%)	23 (6.3%)	28 (5.9%)
	申告された記録が判明しなかった		2 (1.8%)	9 (2.5%)	11 (2.3%)
	調査中		2 (1.8%)	7 (1.9%)	9 (1.9%)
ご本人からの回答なし等			31 (28.2%)	67 (18.3%)	98 (20.5%)
合計			110 (100%)	367 (100%)	477 (100%)

④①、②のうち、今回の突合せにより、年金見込額が増額となる者

75歳以上 (1998人)	236人 (11.8%)
65歳以上75歳未満 (1944人)	154人 (7.9%)
65歳未満 (1959人)	19人 (1.0%)
合計 (5901人)	409人 (6.9%)

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

※今回の突合せにより、新たに年金を得ることとなる者は2人（70歳1名、65歳1名）

4. 年金回復見込額

①年金回復見込額

最高額 1,049,400円(年額)

最低額 200円(年額)

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

②年金回復見込額の平均

	年金見込額が増額となる者の平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)	調査対象者の1人当たり平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)
75歳以上(1998人)	約101万円(約4.4万円)	約11.9万円(約5200円)
65歳以上75歳未満(1944人)	約43.3万円(約2.1万円)	約3.5万円(約1700円)
65歳未満(1959人)	約9.7万円(約4700円)	約0.1万円(約50円)
合計(5901人)	約68.1万円(約3.3万円)	約4.7万円(約2300円)

※ 年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

※ 65歳以上の者(3942人)については、年金見込額が増額となる者の平均増加額は約72.2万円(生涯額。年額は約3.5万円)となり、調査対象者の1人当たり平均増加額は約7.0万円(生涯額。年額は約3400円)となる。

※ 年金見込額の生涯額については、65歳から受給した場合の回復総額を、平均余命と老齢年金給付額の男女比率を用いて試算したものである。

(参考) 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査(平成20年実施)を基にした分析

- 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査においては、調査対象者1人につき、1件の厚生年金被保険者名簿の突合せを実施したものであるが、今回の突合せでは、1人の方に複数件の紙台帳等が紐づいており、その全体について突合せが実施されるものである

※75歳以上の者については平均約6.4件(重複分等を除いたもの。以下の年齢階層において同じ)、
65歳以上75歳未満の者については平均約5.7件、
65歳未満の者については平均約3.2件の紐づけがなされている。

- その点を踏まえ、厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の不一致率を今回の紙台帳等の突合せサンプル調査対象者に当てはめると、不一致率は以下のとおりと試算され、年齢階層別の傾向は、今回のサンプル調査の結果と同様である。

	試算される不一致率	(参考) 今回のサンプル調査不一致率
75歳以上	12.4%	13.7%
65歳以上75歳未満	8.3%	8.7%
65歳未満	1.8%	1.7%
合計(5901人)	7.5%	8.1%

(厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の概要)

- ・対象件数(厚生年金被保険者名簿・原票) 約20000件
- ・コンピュータ記録との突合せ結果の不一致件数及び不一致率
 - 277件(対象件数全体の1.4%)
 - うち、75歳以上の者
 - 164件(当該年齢階層の2.1%)
 - 65歳以上75歳未満の者
 - 70件(当該年齢階層の1.5%)
 - 65歳未満の者
 - 43件(当該年齢階層の0.6%)
- ・年金受給者で年金額が増額となる者の平均増加額(年額) 1.7万円

Ⅱ 磁気媒体（CSV）等による 国民年金被保険者名簿の取扱いについて

磁気媒体（CSV）等による国民年金被保険者名簿の取扱いについて

1. 磁気媒体等による国民年金被保険者名簿

- ・年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せのため市町村から移管された国民年金被保険者名簿（国年名簿）については、手書きにより作成された紙台帳のほか、市町村によりコンピュータ管理されていた以下の形式により作成されたものが一部含まれている。
 - a)市町村から磁気媒体（CSV）により提出された国年名簿
 - b)市町村から紙媒体により提出された国年名簿であって、当該記録がコンピュータ上管理されているもの。
- ・これらは、過去、市町村において手書きにより作成された紙台帳についてコンピュータ入力を行い、コンピュータ管理（総合行政システム等）に切り替えたものである。
- ・これらの国年名簿については、一部について、その正確性に関し懸念があると指摘されたことから、コンピュータ記録との突合せに用いるかどうかを検証することとした。

（参考）

市町村の国年名簿として紙台帳検索システムに収載されたもの

	約3.5億件
うち、a)磁気媒体（CSV形式）により提出された名簿	約0.5億件
b)紙媒体により提出された名簿で、コンピュータ管理されているもの	約0.5億件

2. 正確性確認のためのサンプル調査

- 市町村より提出された磁気媒体等による国民年金被保険者名簿について、コンピュータ記録との突合せに用いるかどうかを検証するため、市町村及び日本年金機構において正確性の確認のための2種類のサンプル調査を実施した。

(1) 市町村におけるサンプル調査

国民年金被保険者名簿の電子画像化が誤りなく行われているかどうかを確認するため、名簿を作成した市町村において、被保険者名簿を電子画像化した記録と市町村がコンピュータ上管理している国民年金記録の突合せを実施。

(参考) 市町村におけるサンプル調査結果概要

調査対象市町村836のうち、331の市町村について、電子画像化された記録と市町村の記録が一致。

それ以外の市町村については、電子画像の再作成を実施するかどうかについて調整中。

(2) 日本年金機構におけるサンプル調査

市町村が国民年金記録についてコンピュータ管理に移行する際、作業を正確に実施していたかについて確認するため、①のサンプル調査において、電子画像化した記録と市町村がコンピュータ上管理している記録がすべて一致し、電子画像化が誤りなく行われていることが確認された被保険者名簿について、日本年金機構のオンライン記録と突合せを実施。

(参考) 日本年金機構におけるサンプル調査結果

①対象となる記録

a) 市町村から磁気媒体(CSV)により提出された国民年金被保険者名簿

b) 市町村から紙媒体により提出された国民年金被保険者名簿であって、当該記録がコンピュータ上管理されているもの。

②対象となる市町村

①の記録を作成した市町村に対しアンケートを実施し、以下の二つの市町村の集団に分けて実施。

- ・精度管理実施市町村：当該市町村における国民年金被保険者名簿について、
 - (ア)異なる2人がそれぞれに入力作業を実施（ベリファイ方式）している、又は抜取検査により正確性を確認している市町村であり、
 - (イ)当該市町村の国民年金記録について「正しい記録とすることで問題ない」との回答のあった市町村
(①のa)について22市町村、①のb)について12市町村)
- ・その他の市町村：①の記録を作成した市町村で、精度管理実施市町村以外の市町村
(①のa)について293市町村、①のb)について298市町村)

(参考)「国民年金被保険者名簿等電算化に関する調査」(昨年6月及び8月実施)において、

- ・「正しい記録とすることで問題はない」と回答のあった市町村 119 (CSV作成成分) 28 (紙媒体名簿作成成分)
- ・「正しい記録とすることには懸念があるので、突合せ業務において使用を差し控えることもやむを得ない」と回答のあった市町村 71 (CSV) 5 (紙媒体)
- ・「突合せの実施及び具体的取扱いの判断は日本年金機構に任せる」と回答のあった市町村 574 (CSV作成成分) 132 (紙媒体名簿作成成分)
- ・その他 72 (CSV) 158 (紙媒体)

③結果の概要

a) CSVによる国民年金被保険者名簿(括弧内は平成14年3月31日時点での市町村(旧市町村)数)

	合計(315)	精度管理実施市町村(22)	それ以外の市町村(293)
対象年度数	127,886	9,417	118,487
誤り年度数	403	18	385
不一致率(%)	0.32%	0.19%	0.32%

(※) 日本年金機構におけるサンプル調査を実施した331の市区町村のうち、16の市区町村については、被保険者名簿に用いられているコード等について調査を実施している。

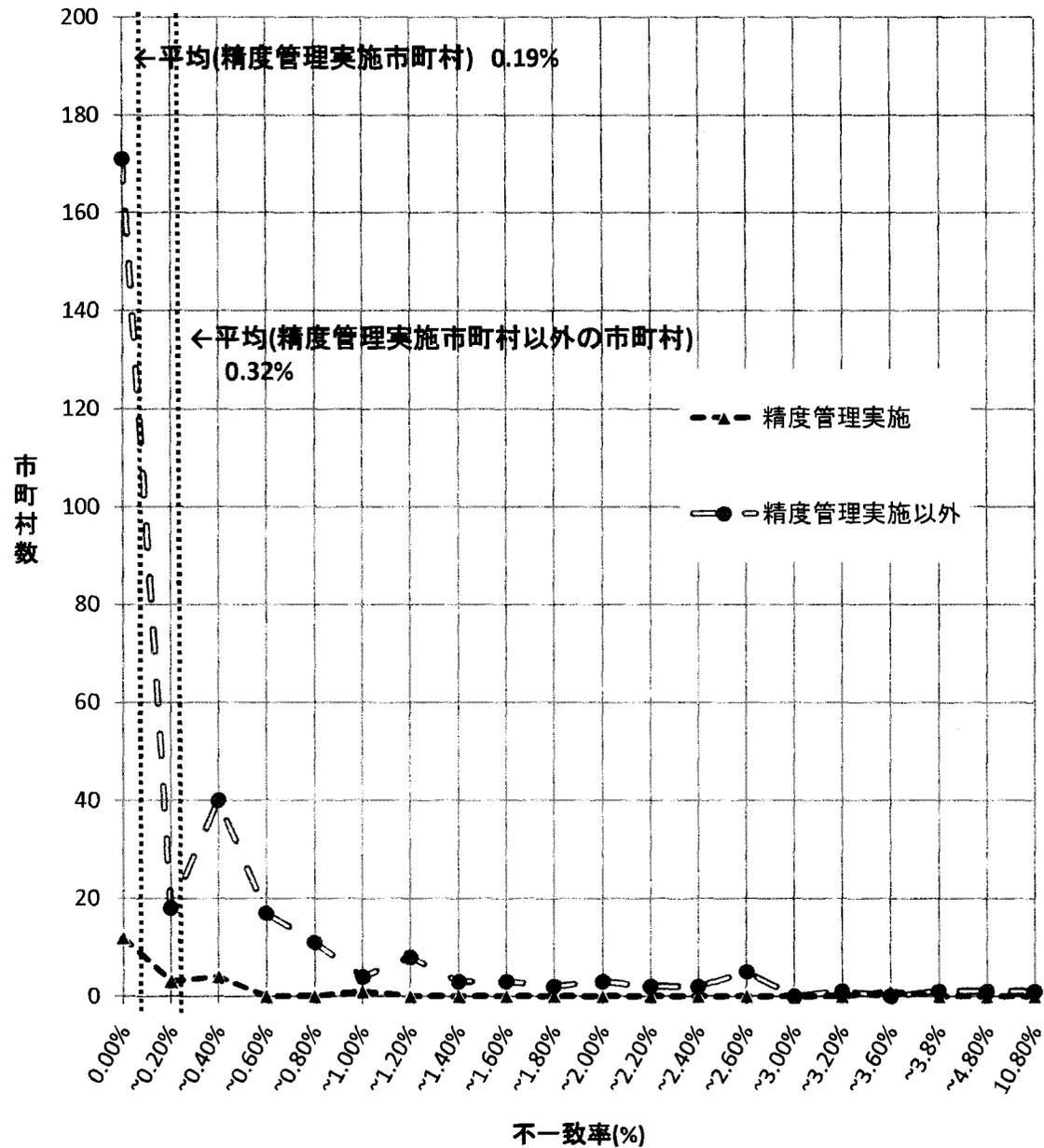
b) 紙媒体の国民年金被保険者名簿(コンピュータ管理されているもの)(括弧内は市町村数)

	合計(310)	精度管理実施市町村(12)	それ以外の市町村(298)
対象年度数	114,761	3,983	110,688
誤り年度数	508	12	496
不一致率(%)	0.44%	²¹ 0.31%	0.45%

a) CSVによる国民年金被保険者名簿 不一致率の分布

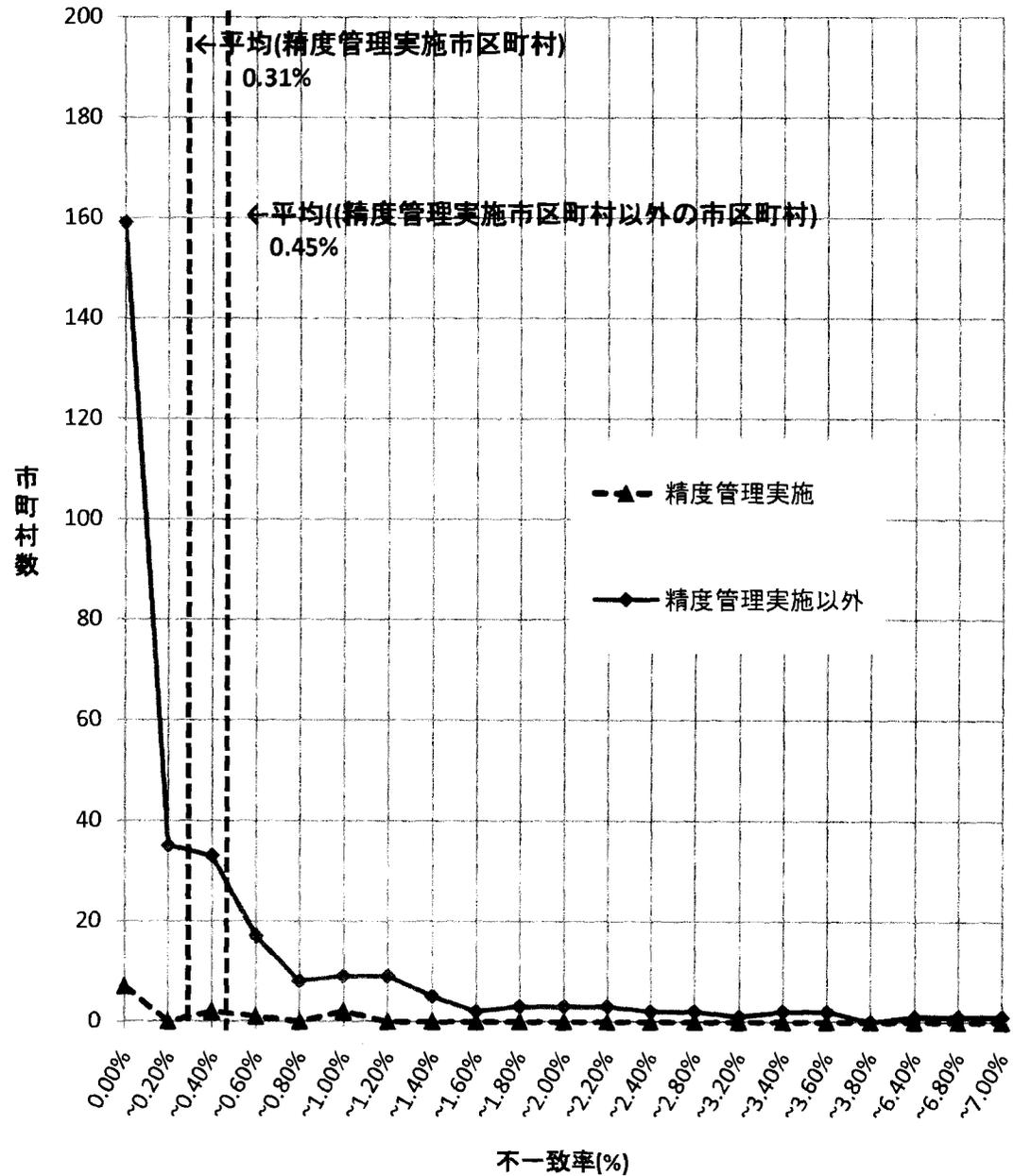
不一致率(%)	誤った年度数(合計)		
	市町村数		
	全体	精度管理実施	精度管理実施以外
0.00%	184	12	173
~0.20%	21	4	17
~0.40%	44	4	40
~0.60%	17	0	17
~0.80%	11	0	11
~1.00%	5	1	4
~1.20%	8	0	8
~1.40%	3	0	3
~1.60%	3	0	3
~1.80%	2	0	2
~2.00%	3	0	3
~2.20%	2	0	2
~2.40%	2	0	2
~2.60%	5	0	5
~3.00%	0	0	0
~3.20%	1	0	1
~3.60%	1	1	0
~3.8%	1	0	1
~4.80%	1	0	1
10.80%	1	0	1
平均	0.32%	0.19%	0.32%
	315	22	293

精度管理実施市町村以外の市町村
(293)のうち、精度管理実施市町村の平均不一致率以下である市町村
・・・186市町村



b) 紙媒体の国民年金被保険者名簿（コンピュータ管理されているもの） 不一致率の分布

不一致率(%)	誤った年度数(合計)		
	市町村数		
	全体	精度管理実施	精度管理実施以外
0.00%	166	7	159
~0.20%	35	0	35
~0.40%	35	2	33
~0.60%	18	1	17
~0.80%	8	0	8
~1.00%	11	2	9
~1.20%	9	0	9
~1.40%	5	0	5
~1.60%	2	0	2
~1.80%	3	0	3
~2.00%	3	0	3
~2.20%	3	0	3
~2.40%	2	0	2
~2.80%	2	0	2
~3.20%	1	0	1
~3.40%	2	0	2
~3.60%	2	0	2
~3.80%	0	0	0
~6.40%	1	0	1
~6.80%	1	0	1
~7.00%	1	0	1
平均	0.44%	0.31%	0.45%
	310	12	298



精度管理実施市区町村以外の市町村
(298)のうち、精度管理実施市町村の平均
不一致率以下である市町村
...216市区町村

(3) 結果の検証及び対応案

○(2)にあるとおり、精度管理実施の有無により、市町村の記録の不一致率においても差が見られること、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せは、基本にご本人からの申し出や資料の提出等によらずに実施されるものであることを踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしてはどうか。

- ・ 精度管理実施市町村の国民年金記録については、記録の精度管理が行われており、正確性に一定の信頼を置くことができることから、突合せに用いることとする。また、精度管理実施市町村以外の市町村の国民年金記録については、記録管理の状況が様々であることから、精度管理実施市町村の不一致率の平均値以下である不一致率の市町村の記録について、突合せに用いることとしてはどうか。
- ・ 精度管理実施市区町村の不一致率の平均値を超える場合については、突合せに用いることとはしないが、ご本人からの記録照会等の個別対応については、ご本人からその他の資料等が提出され、それらの資料等を基に総合的に判断されることとなることから、一つの資料として用いることとする。

CSVサンプル調査結果に基づく突合せ実施市町村及び記録の件数について

CSV調査対象	一次サンプル調査 (市町村におけるサンプル調査) ※国年名簿の電子画像化の正確性を確認するため、電子画像記録と市町村がコンピュータ上管理している国民年金記録の突合せを実施。	二次サンプル調査 (日本年金機構におけるサンプル調査) ※市町村が国年記録をコンピュータ管理に移行する際の作業の正確性を確認するため、電子画像記録と日本年金機構のオンライン記録と突合せを実施。
836 市町村 (※) 約 4780 万件	全て一致 ⇒二次サンプル調査へ 331 市町村 約 1950 万件	・精度管理実施市町村 ・精度管理実施市町村ではないが不一致率が低い ⇒突合せに用いる 208 市町村 約 1330 万件
		精度管理実施市町村ではなく、不一致率が高い ⇒突合せには用いず、記録照会において個別判断 107 市町村 約 570 万件
		納付事由コード等の調査中 16 市町村 約 40 万件
	不一致あり ⇒電子画像再作成につき意向照会 281 市町村 約 1730 万件	/
未回答等 78 市町村 約 320 万件		
市町村で元データを保有していない等により調査実施不可能 146 市町村 約 780 万件		

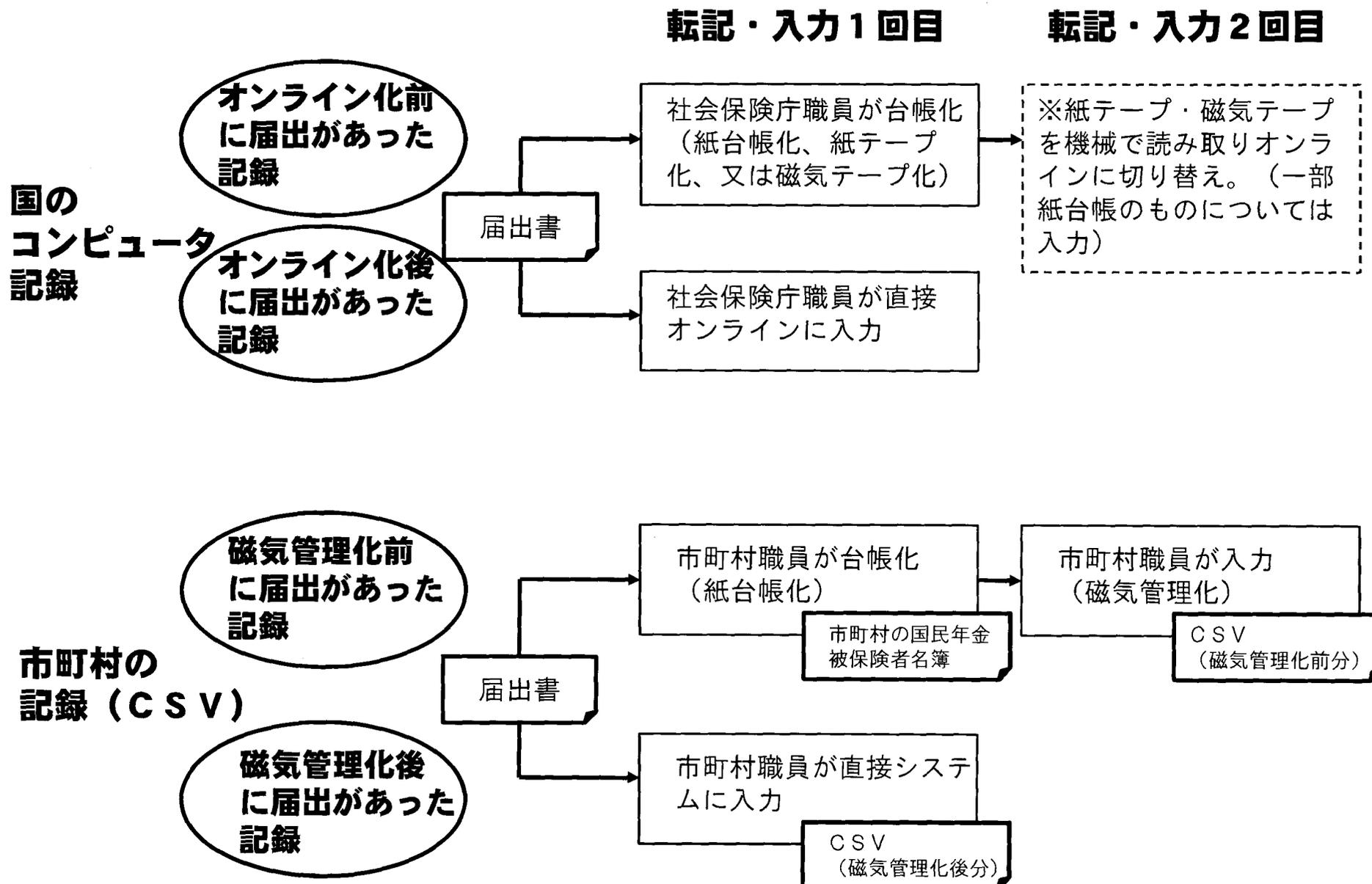
※現時点での市町村数ではなく、平成14年3月31日現在の市町村(旧市町村)数

コンピュータ管理されている紙媒体名簿サンプル調査結果に基づく 突合せ実施市町村及び紙台帳の件数について

コンピュータ管理されている 紙媒体名簿調査対象	日本年金機構におけるサンプル調査 ※市町村が国年記録をコンピュータ管理に移行する際の作業の正確性を確認するため、市町村の記録と日本年金機構のオンライン記録と突合せを実施。
323 市町村 約 4510 万件	<ul style="list-style-type: none">・精度管理実施市町村・精度管理実施市町村ではないが 不一致率が低い ⇒突合せに用いる <p style="text-align: right;">228 市町村 約 3450 万件</p>
	<p>精度管理実施市町村ではなく、 不一致率が高い ⇒突合せには用いず、記録照会において個別判断</p> <p style="text-align: right;">82 市町村 約 840 万件</p>
	<p>納付事由コード等の調査中</p> <p style="text-align: right;">13 市町村 約 220 万件</p>

国民年金の記録管理について

(参考)



Ⅲ 突合せに係る各種課題について

突合せに係る各種課題について

1. (国民年金) 同一市町村に複数の媒体の紙台帳が存在し、内容に相違がある場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

市町村が作成した国民年金被保険者名簿については、同一市町村が①手書きの名簿、②機械印字の名簿及び③CSVの名簿といった複数の媒体の紙台帳等を有している場合がある。これは、元来手書きの紙台帳で管理していた記録を市町村が順次コンピュータ管理に移行させたために生じたものであるが、これら紙台帳等をコンピュータ記録と突き合わせる際に、同一市町村の紙台帳間で記録の相違があり、どちらが正しい記録か判断できない事例が見受けられる。

(2) 対応案

同一市町村の被保険者名簿が複数の媒体で存在し、不一致となった年度の記録について異なる媒体の紙台帳で相違がある場合には、市町村での切り替えミス等が考えられることから、手書紙台帳>機械印字の台帳>CSV台帳の順位で記載内容を優先し、当該個所について改めて突合せを実施する。

【理由】

市町村の被保険者名簿は、手書きの名簿を基に機械印字の名簿を作成しているほか、手書き又は機械印字の名簿を基に、CSVの名簿を作成しているため、作成時期の古い被保険者名簿(手書紙台帳>機械印字の台帳>CSV台帳)から突き合わせを優先することが合理的であるため。

※ 本事例のほか、同一市町村に再度転居したことにより、手書きの名簿等が2度作成され、それらが相違する場合も考えられる。そのような紙台帳については、やはり同様に転記によるミスが発生していると考えられることから、紙台帳の作成が古い被保険者名簿を優先して突き合わせを行うことを基本としてはどうか。この場合は、媒体の別ではなく、作成時期により紙台帳を区別するという点で複雑な手順であるため、第2次審査において行うこととしてはどうか。

(紙台帳等の作成時期が古いものを判断する基準)

- ① 資格記録の取得年月日と比較し、古いもの
- ② ①の基準で同順位となる場合は、納付記録に具体的な記載のある最も新しい年月と比較し、その年月が古いもの

2. (国民年金) 市町村の国民年金記録における納付事由コード等の確認について

(1) 問題の所在

- 市町村が作成した国民年金被保険者名簿（以下「市町村名簿」という。）は、磁気媒体（CSV）により作成された記録、コンピュータ管理された紙台帳記録、手書きにより作成されている紙台帳記録と、複数の記録媒体があるが、特にCSVにより作成された記録及びコンピュータ管理されている紙台帳記録の市町村名簿は、保険料の納付等の事実を示すものとして、特殊なコード（記号）を用いているものが多く存在する。
- それらのコードについては、その指し示す内容が分からないと突合せが実施できないため、受託事業者において国民年金の審査を実施する際には、当該納付事由等のコードを簡易に確認できるよう対応する必要がある。

(2) 対応案

- 審査対象となる市町村名簿のコードの情報を機構本部から市町村に確認して集約を行ってきたところであり、当該情報を審査時に参照できるよう、システム上のツールを整備したところ。また、印字した市町村名簿について、どの市町村のものであるかが分かるように、印字物に都道府県・市町村コードを含めた画像番号を表示する機能を設けた。
- これにより、受託事業者が審査を実施する際には、市町村を特定し、当該市町村の市町村名簿で用いられているコードをシステム上参照できることとなる。
国民年金の突合せの実施に当たり、市町村に対し、納付事由等のコードについて提出いただき、それに基づき突合せを実施することについて確認を行っているところであるが、突合せの際、市町村名簿中に市町村から提出のなかったコードが付されていた場合には、誤った突合せの実施を避けるため、当該箇所については判読不能として取り扱うこととしてはどうか。（その際、当該箇所について事跡を残す。）なお、手書きの市町村名簿に用いられている、納付等を示す文字・印については、その指し示す内容をマニュアルに盛り込んでおり、それを用いて判断することとする。

3. (厚生年金・船員保険) ご本人から届出がなされていないことにより資格記録と給付記録の内容が異なっている場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを行う紙台帳検索システムは、平成21年9月時点のコンピュータ記録となっていることから、第1次審査において不一致となった審査案件については、平成21年9月以降に記録訂正が行われているかどうかを確認するため、第2次審査で社会保険オンラインシステム上の最新の資格記録を確認することとしている。(社会保険オンラインシステムの給付記録には、突合せ上不必要な情報が表示されるため、受託事業者では資格記録を参照することとしている。)
- 中央記録突合センターにおける審査案件において、上記のケースのほか、以下のケースのように、資格記録と給付記録の内容が異なっているケースが発見された。本ケースでは、紙台帳等の内容は資格記録と一致しているため、受託事業者の審査では補正不要として審査を終了する案件となっていることから、この場合における突合せ上の取扱いについて検討する必要がある。
 - ・ 在職老齢年金を受給している者が退職改定届出(平成10年2月までに退職した者には届出が義務付けられていた)を行っていないケース
 - ⇒ 給付記録に在職老齢年金受給後の勤務状況が反映されていない一方、資格記録においては、在職老齢年金受給後、退職までの内容が反映されているため、両記録の内容が異なる。

(2) 対応案

本事例については、紙台帳記録をコンピュータ入力した際に誤りが生じた案件ではないが、ご本人に届出を促すことが望ましいと考えられていることから、職員審査段階において捕捉し、ご本人に照会を行うこととしてはどうか。具体的には、最新の資格記録を確認することにより補正不要となった案件のうち、資格記録に要再裁定表示がないものについては、職員に回付し、職員が社会保険オンラインシステムの資格記録と給付記録を参照することで、退職改定の届出漏れが発生していないか確認することとしてはどうか。

※ なお、本事例のほか、受給者の資格記録の訂正が行われ、再裁定申出がなされているが、再裁定がまだ行われていないために給付記録の訂正は行われておらず、両記録の内容が異なるケースがあるが、この場合は、再裁定により給付記録が資格記録と一致することとなることから、紙台帳等との突合せにおいては特段の対応は行わない。

4. (厚生年金・船員保険) 整備記録の取扱いについて

(1) 問題の所在

- 過去の被用者年金制度においては、年金の裁定の際、平均標準報酬月額と加入期間により年金の給付額が決定されていたが、昭和48年の制度改正により、物価の変動等に対応するための年金額の再評価制度が導入されたことで、平均標準報酬月額のみならず、標準報酬改定の時期と各時期ごとの改定額が年金給付額の計算において考慮されるようになった。
- 昭和48年以前の年金記録については、標準報酬改定の時期や各時期ごとの改定額といった必要な情報が必ずしも盛り込まれていない事例があったことから、再評価制度の導入に合わせ、過去の裁定時の資格記録を基に改めて給付記録の整備を進めたが、今般、紙台帳等との突合せを行ったところ、紙台帳等の記録と不一致となっている事例が存在。

(2) 対応案

- このような記録は、複数の年金制度にわたるほか、旧法年金も含まれているなど、その確認に専門性が求められることから、機構本部において一括して確認を行うこととする。このような記録は整備記録である旨の表示がなされているため、整備記録の表示がある記録については、拠点から機構本部に回付し、確認を行う。その上で、紙台帳等の記録の方がご本人に有利となる場合は、紙台帳等に合わせて補正を行うこととする。

5. (未統合記録) 未統合記録が結び付いた基礎年金番号記録が死亡者である場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

未統合記録の突合せにおいては、紐付いた紙台帳等を基に、当該未統合記録の基本情報（氏名、性別、生年月日、手帳記号番号）に補正の必要がないか確認し、基本情報を補正した場合に基礎年金番号記録に結び付くかどうかを確認する手順となっている。

その際、基礎年金番号記録が見つかった場合には、当該記録に統合を行うべく、紙台帳等との突合せを実施した上で、ご本人に通知を発出してご確認いただくこととなるが、ご本人と思われる方が既に亡くなられていた場合（かつ、遺族年金受給者がいない場合）に、どのように取り扱うか。

(2) 対応案

当該事例では、①通知をお送りする方が既にいらっしゃらないため、ご本人の記録かどうか確認が行えないこと、②既に亡くなられている方の記録について、遺族年金受給者がいる場合を除き、記録の統合を行う実益に乏しいことから、見つかった基礎年金番号記録が死亡者の記録であった場合には、その時点で突合せを終了する。その旨、事跡に残す。

未統合記録の突合せ業務フロー

